

全日本小学校バンドフェスティバル徳島県大会実施規定

第1章 総則

- 第1条 精神的・身体的発育段階に即した多様な音楽表現の中で小学生らしい楽しい音楽を求める。それぞれのバンドの特性を生かしながら、広いフロアを自由に創造性豊かな演奏・演技の発表の場とする。
- 第2条 この大会の名称は「全日本小学校バンドフェスティバル徳島県大会」と称する。
- 第3条 この大会は徳島県内の吹奏楽連盟加盟団体の小学校の団体が参加して、毎年実施する。
- 第4条 実施会場・日時などの大会必要事項は、理事会で定める。

第2章 参加資格

- 第5条 参加資格は、徳島県吹奏楽連盟加盟の小学校で、構成メンバーは同一小学校に在籍している児童（同一経営の学園内幼稚園・保育園児の参加は認める）又は、同じ県連盟に加盟する複数小学校による合同バンド、あるいは小学生以下をメンバーとする一般団体とする。
- 第6条 出演者が2つ以上の団体に重複して出場することは認めない。

第3章 県代表

- 第7条 連盟は県代表団体を決定し、全日本小学校バンドフェスティバル四国支部大会開催日の2週間前までに四国吹奏楽連盟へ推薦・報告する。
- 第8条 全日本小学校バンドフェスティバル四国支部大会に徳島県から推薦する団体数は3団体以内を基準とする。
- 第9条 全日本小学校バンドフェスティバル徳島県大会に参加する費用は、参加団体の負担とする。

第4章 内容

- 第10条 参加人数は制限しない。
- 第11条 編成は自由とする。
- 第12条 出演時間は、7分以内としタイムオーバーは失格とする。
- 第13条 出演時間とは、演奏または演技の開始より終了までの時間をいう。
- 第14条 演奏・演技は自由とするが、座奏を中心としたもの・マーチングを中心としたもの・両方をミックスしたものとする。
- 第15条 服装等は自由とする。
- 第16条 出演順序は第三事業部会において決定する。
- 第17条 全団体に連盟の定める賞を贈る。
- 第18条 審査員は理事会で選出し、理事長が委嘱する。
2 審査員は3名とし、演奏の専門家・音楽教育の専門家等によって構成する。
3 審査方法は別に定める審査内規による。

第5章 その他

- 第19条 全日本小学校バンドフェスティバル実施に当たって、理事会が必要と認めた場合は、共催及び後援、協賛団体を持つことができる。
2 共催及び後援、協賛団体から賞状・商品の贈与を受けることができる。
- 第20条 この規定は理事会の議決により改定することができる。
- 補足 第8条の規定について
当面の間は、各県理事長の推薦があれば、代表数を1団体を加えることができる。

平成15年4月20日	全面改定
平成16年4月18日	大会名を改定
平成19年4月22日	一部改定
平成21年5月23日	第8条、補足を改定
平成25年4月20日	第20条削除